

令和 6 年 5 月 0 日

小笠原諸島振興開発基本方針（案）

目次

I	序文.....	2
II	小笠原諸島の振興開発の意義及び方向.....	3
1	振興開発の意義.....	3
2	振興開発の方向.....	3
	（1）生活環境の整備・産業の振興による移住・定住の促進.....	3
	（2）小笠原諸島内外の交通アクセスの整備.....	4
	（3）自然環境の保全・再生.....	4
III	小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項.....	4
1	土地の利用に関する基本的な事項.....	5
2	交通通信の確保に関する基本的な事項.....	5
	（1）交通の確保.....	5
	（2）情報通信の確保.....	5
	（3）費用の低廉化.....	6
3	産業の振興開発に関する基本的な事項.....	6
4	就業の促進に関する基本的な事項.....	6
5	住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項.....	6
6	保健衛生の向上に関する基本的な事項.....	7
7	福祉の増進に関する基本的な事項.....	7
8	医療の確保等に関する基本的な事項.....	7
9	自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項.....	8
10	エネルギーの供給に関する基本的な事項.....	8
11	防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項.....	8
12	教育及び文化の振興に関する基本的な事項.....	9
13	観光の開発に関する基本的な事項.....	9
14	国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項.....	10
15	小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項.....	10
16	人材の確保及び育成に関する基本的な事項.....	10
17	関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項.....	11
18	帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項.....	11
IV	小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項.....	11

I 序文

小笠原諸島は、東京本土から南に約 1,000km 離れた太平洋上に位置する父島列島及び母島列島を中心に、我が国最南端の沖ノ鳥島及び最東端の南鳥島を含めて多くの島々で構成されている。

同諸島には、昭和 19 年当時、約 7 千 7 百人の住民が生活していたが、強制疎開により、軍属を残して約 7 千人の住民が本土に引き揚げることとなった。終戦後は米軍の直接統治下に置かれ、日本人住民の帰島は、23 年間の空白を経て昭和 43 年 6 月の日本復帰後に認められた。本土から隔絶した外海に位置し、住民が戦後すぐには帰島できなかったこと等による不利性やそれに起因する課題を克服するため、復帰以来、国の特別な措置に加え、関係地方公共団体や小笠原諸島の住民の不断の努力により、諸施策が着実に実施され、これまで相応の成果を上げてきたところである。

しかしながら、今日においても、片道約 24 時間を要するなど本土へのアクセスの困難さが住民生活の利便性向上の妨げとなっており、また、復帰後に整備した公共施設の老朽化が進んでいるほか、保健・医療、福祉をはじめ、生活面などで本土との格差が残されており、定住環境が十分に整備されたとは言い難い状況にある。また、強制疎開に端を発し、復帰以来の課題となっている帰島促進等にも引き続き取り組む必要がある。加えて、台風の常襲により度々被害が発生しており、風水害や南海トラフ巨大地震等に対する備えも喫緊の課題である。

一方で、太平洋上に散在する国境離島である小笠原諸島は、我が国の排他的経済水域の約 3 割という広大な海域を確保し、我が国の領域の保全、海上交通の安全確保、海洋資源の開発・利用等、安全上・経済上の重要な役割を担っている。周辺海域の海上保安体制を強化するため、令和 3 年には巡視船「みかづき」が配備されたところである。日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、小笠原諸島が担う国家的役割はますます大きくなっており、移住・定住の促進をはじめとする地域社会の維持に資する取組の重要性が高まっている。

このような背景を踏まえ、小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「法」という。）が改正され、法の目的に持続可能な地域社会の構築に向けた「移住の促進」が追加され、引き続き振興開発計画に基づく事業に対して国庫補助率のかさ上げを行うなど、特別の措置を講ずることとされたところである。

本基本方針は、法第 5 条に基づき、令和 6 年度を初年度とする 5 箇年を目途として、国が考える小笠原諸島の振興開発の意義及び方向を示すとともに、東京都による振興開発計画の策定にあたって指針となるべき基本的事項について定めたものである。

小笠原村においては、本基本方針の趣旨を十分踏まえて、住民の意見を聞き、関係団体等多様な主体の参画の下で振興開発計画の案を作成することが期待される。また、東京都においては、本基本方針に基づき、小笠原村の案をできる限り反映させつつ、小笠原諸島の振興開発施策を具体的に記載するものとして振興開発計画を策定することが期待される。

II 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

1 振興開発の意義

小笠原諸島は、我が国の排他的経済水域の約3割を確保している地域であり、水産資源やコバルト、レアアースなどの鉱物資源等の開発可能性を有している。加えて、同諸島周辺海域は、国籍を問わず付近を航行する船舶も多く、台風の発生時や、船内で急病人が発生した場合に、これらの船舶が同諸島に避難、寄港することもあるなど、太平洋における要衝として、世界的にも重要な地域である。

この地域で住民が暮らし、実際に諸活動を営んでいることが、同諸島を我が国の領土として国内外に周知するとともに、密入国・密輸を防止すること等にも寄与するものであり、我が国の安全の確保や排他的経済水域等の保全、周辺海域の航海と漁業従事者の安全、自然環境の保全・再生や文化の継承等の役割を果たしていくこととなる。

さらに、我が国では、脱炭素社会やデジタル田園都市国家構想の実現が重要政策となる中、これを小笠原諸島の条件不利性を克服する好機と捉え、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの利用等による循環型社会の構築や、デジタル技術の活用等に積極的に取り組み、成果を挙げることが期待されている。

このため、小笠原諸島の振興開発により、その自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに移住・定住の促進を図っていくことが重要である。

2 振興開発の方向

本基本方針及び東京都が定める振興開発計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

なお、諸施策の実施にあたっては、小笠原諸島の特性を活かしてその魅力の増進を図るとともに、関係者の協働と知見の集約を図り施策の効果を一層高めることを旨としなければならない。

また、他地域との交流や島外からの投資が、地域と共生し、真に小笠原諸島の活力につながるものとなるよう留意すること。

(1) 生活環境の整備・産業の振興による移住・定住の促進

小笠原諸島の人口は増加傾向にあったが、直近は横ばいになっており、全国と比べて若い世代の比率は高いものの、復帰55年を経て、高齢化も進んでいる。このため、高齢化の進展も踏まえた保健・医療や福祉の充実、若い世代の移住・定住の促進に向けた住宅確保、妊産婦への支援、学校施設等の計画的な老朽化対策を行う。さらに、災害時における住民や観光客の孤立防止に必要な避難路等の防災施設の整備を含めた社会資本の整備及び維持管理を進める。

また、伝統的な基幹産業である農業や漁業、現在の主要産業であり裾野の広い観光産業を軸に、小笠原諸島の強みや地域資源を活かした産業振興を図り、

移住希望者の雇用機会を確保する。

こうした取組により、移住・定住を促進するとともに、帰島を希望する旧島民の受入れに対応する。

(2) 小笠原諸島内外の交通アクセスの整備

小笠原諸島は、人口集積地からの時間的距離が世界的に見ても極めて隔絶した外海離島であり、住民や来島者の同諸島への唯一の交通手段である定期船「おがさわら丸」は片道約 24 時間を要する。約 1 週間に 1 便の同定期船及び父島と母島を結ぶ「ははじま丸」は、人の往来はもとより、生鮮食料品をはじめとする物資の輸送等、住民の生活の安定や産業振興に欠かせない。その安定的な運航を確保するため港湾施設の整備に計画的かつ継続的に取り組み、あわせて、道路等の整備による島内交通の利便性の向上を図る。

また、航空路の開設に関しては、災害や傷病等の緊急時の安全・安心を確保し、住民生活の安定を図るためにも、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、必要な取組を進める。

(3) 自然環境の保全・再生

小笠原諸島は、島の成立以来一度も大陸と陸続きになったことのない海洋島であり、世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫であることから、昭和 47 年に国立公園に指定され、平成 23 年には世界自然遺産にも登録されている。このような世界で唯一の価値を有する自然環境を保全・再生及び継承し、生物多様性の増進に資するために、外来種対策や開発における適切な環境配慮等、自然と調和・共生する取組を進める。特に、住民が居住し観光客が来島する父島・母島において、住民や来島者に対する教育・普及啓発活動の充実に取り組むなど、小笠原らしい貴重な自然環境の継承を図る。

また、世界自然遺産としての知名度を活かし、小笠原諸島における自然との調和・共生の取組を内外に発信する。

Ⅲ 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項

小笠原諸島の振興開発を図るための各分野における基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の事業の実施にあたっては、あらゆる国の支援措置等を有効活用しつつ、東京都、小笠原村、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を更に強化し、ソフト・ハードの両面から効率的・効果的な施策展開に努めるものとする。

その際、東京都が策定した都有施設等総合管理方針及び小笠原村が策定した公共施設等総合管理計画などを踏まえ、予防保全による既存施設の長寿命化や計画的な更新等を図る。また、小笠原村には、産業振興促進計画認定制度を効果的に活用することが期待される。

1 土地の利用に関する基本的な事項

振興開発施策の実施にあたっては、自然環境との調和を図りつつ、また、防災上の観点も取り入れて、移住・定住環境の整備や農業経営等に必要な土地を確保することが必要である。小笠原諸島において土地は極めて貴重な資源であることから、土地の利用等に関する島別の対処方針を定める必要があり、各種振興開発施策を実施する父島・母島については、用途及び地域を明示した土地利用計画図を作成し、公示する。また、地籍調査を推進し土地の所有状況を明確にするとともに、農地情報整理台帳等の活用により土地取引を活性化させるなど、土地資源の有効活用を図る。

特に、喫緊の課題である住宅不足の解消を図る上で、その最大の要因である住宅用地の不足への対応が必要であり、現状を踏まえつつ土地利用計画を見直す。

2 交通通信の確保に関する基本的な事項

(1) 交通の確保

東京本土から南に約 1,000km 離れた外海に位置する小笠原諸島にとって、住民生活の利便性の向上、産業の振興等を図るためには、交通利便性の確保が重要である。

現在唯一の交通手段である航路は、住民や来島者の往来、生活物資や製品の運搬等、住民の生活の安定や産業の振興に欠かせないものであり、その安定的な運航を確保するため、港湾施設の整備等に計画的かつ継続的に取り組むとともに、代替船の確保に向けた必要な調整を行い、あわせて、道路等の整備による島内交通の利便性の向上を図る。

また、国民生活・経済に甚大な影響を与える感染症が発生した場合等の物資の確保に係る対応について検討を行う。

航空路の開設にあたっては、世界自然遺産に登録された貴重な自然環境への影響を考慮して整備を進めるべきであり、災害や傷病等の緊急時の安全・安心を確保し、住民生活の安定を図るためにも、地元の意見に十分配慮しつつ、費用対効果、運航採算性等の課題についても調査・検討し、関係者間の円滑な合意形成を図る必要がある。国は東京都と小笠原村との連携を強化し、情報の共有に努め、技術面での助言を行うなど必要となる取組に努める。

(2) 情報通信の確保

高度情報通信ネットワークは、小笠原諸島の地理的制約を克服する上で有効な手段であり、小笠原諸島における住民生活やDXの進展を支える重要な基盤としての役割を担っていることから、地域の実情を踏まえて整備・充実に取り組むとともに、その基幹をなす光海底ケーブルについて、引き続き適切な維持・管理を行う。

さらに、遠隔医療、遠隔教育へのデジタル技術の活用等による住民サービス

の質的向上のほか、観光情報のPRや特産品の販路拡大等、同諸島の魅力を発信し、海外も視野に入れた積極的かつ適切な情報発信による産業の振興に取り組む。

(3) 費用の低廉化

地域の住民生活の安定にも資する、物資輸送に関する船舶運賃や流通コストの軽減について、引き続き必要な措置を講ずるよう努める。このほか、人の往来及び物資の流通等に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を行う。

3 産業の振興開発に関する基本的な事項

産業の振興については、小笠原諸島の強みや地域資源を活かし、現在の主要産業であり、裾野の広い産業である観光業を軸に、農林水産業や商工業など産業全体の活性化を図る。

特に、狭隘な農地で効率的な経営が求められる農業については、生産基盤を整備するとともに、亜熱帯性の気候に適した農作物を安定的に生産してブランド化を図り、付加価値を高める。漁業については、漁獲物を新鮮な状態で消費者に届けることが付加価値向上の鍵を握ることから、販路・流通経路の改善や技術開発、戦略的な高付加価値化、漁港や共同利用施設等の整備等を行う。

また、台風の常襲地帯に位置し、南海トラフ巨大地震による津波被害も想定されていることを踏まえ、災害に強い農林水産基盤の整備を推進するとともに、国民生活・経済に甚大な影響を与える感染症が発生した場合における事業活動の継続についても適切な配慮に努める。

4 就業の促進に関する基本的な事項

小笠原諸島への移住・定住の促進に向けて、雇用機会の拡充、職業能力の開発を通じた就業の促進は重要な課題である。

このため、営農研修施設等を活用した農業技術指導等により新規就農者に対する自立支援を行うほか、船員厚生施設を活用した新規漁業就労者の確保・育成等に取り組む。また、就業者が適切な所得を確保できるよう配慮しつつ、有効な就業支援策を講じていく。

5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項

小笠原諸島の住民の生活の安定及び福祉の向上、移住の促進のため、公共施設の老朽化対策として、予防保全による長寿命化や計画的な更新等を着実・効率的に実施し、快適な生活環境の形成に努める。

また、限られた土地を有効に活用し、質の高い住環境を確保する観点から、土地利用計画の見直しにあわせて将来必要な住宅需要を勘案した上で住宅供給計画を作成するなど、総合的な視点で住宅政策を展開することとし、住宅供給の現

況について、毎年度、小笠原諸島振興開発審議会に報告するものとする。

加えて、本土に比べて高い建築コストが住宅供給の障害となっていることから、新たな住宅供給のあり方について、民間事業者等による住宅供給を含め対応策を幅広く検討するなど、関係機関の連携の下、住宅確保に向けた取組を推進する。

6 保健衛生の向上に関する基本的な事項

移住・定住の促進を図る上で、住民の健康の維持は重要な課題であり、保健・医療、福祉の連携による総合的な健康づくりや疾病の予防への取組を促進する。

7 福祉の増進に関する基本的な事項

高齢者の介護ニーズに的確に対応するため、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の社会参加や健康づくりを促進し、高齢者福祉の充実を図る。あわせて、介護テクノロジーの導入による介護サービス従事者の負担軽減を図る。

また、保育施設の整備など子育て支援の各種サービスが体系的・効率的に提供できる体制の構築による児童福祉の充実、障害者等が地域で安心して暮らせる基盤整備などによる障害福祉サービス等の適切な提供を図る。さらに、社会福祉活動の拠点となる社会福祉施設等の整備・充実により、地域の活動と一体的に福祉サービスの提供を図る。

なお、他の地域との格差是正に向けて、介護サービス及び保育サービスを受けるための住民負担の軽減について適切な配慮に努める。

8 医療の確保等に関する基本的な事項

小笠原村では、父島の小笠原村診療所及び母島の母島診療所が各島で唯一の複数の診療科目に対応する医療機関であり、本土から極めて隔絶した同諸島の地理的な特殊事情から、必要な医師・看護師の確保等は重要な課題である。また、住民が安心して生活できる環境を整備し、移住・定住を促進する上でも、医療環境の整備は極めて重要である。

このため、医療・福祉複合施設を活用し、地域の実情に合わせて一定の医療の確保を図るとともに、オンライン診療をはじめとした遠隔医療等のDXを推進するとともに、本土を含めた医療施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の相互間の有機的な連携を図る。

また、村内で出産ができないという状況を踏まえ、妊婦が本土等において健康診査を受診し、出産に必要な医療を受ける機会が確保できるよう、さらに、東京都による医療計画の策定にあたっては小笠原村において医師及び病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮に努める。

なお、他の地域との格差是正に向けて、保健医療サービスを受けるための住民負担の軽減について適切な配慮に努める。

9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

固有種をはじめとする希少な野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種の防除、世界自然遺産・国立公園の適正な管理等により、生物多様性を増進し、顕著な普遍的価値を有する自然環境の保全・再生及び継承を図るとともに、住民や来島者に対する教育・普及啓発活動の充実等を図る。各種事業の実施にあたっては、新たな外来種の侵入又は拡散の防止を図りつつ、東京都が作成した景観計画や公共事業における環境配慮指針を踏まえ、必要に応じ環境影響評価を行うこと等により、自然環境や景観との調和を図る。

また、公害については、水質汚濁等による自然環境等への悪影響の防止に努めるとともに、環境への負荷を低減させる循環型社会を形成していくため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等の適正処理の促進を図る。

10 エネルギーの供給に関する基本的な事項

本土から遠く隔絶した外海離島である小笠原諸島の地理的条件を踏まえ、燃料輸送コスト、災害時や燃料供給途絶時の危機管理等の観点から、自給可能な再生可能エネルギーを積極的に利用することが重要である。

このため、再生可能エネルギー等を利用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築等、民間事業者を含めた地域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進する。その際、自然環境に与える影響を十分に考慮し、小笠原諸島の特性に即したエネルギー源を選択するとともに、住民の理解を得ながら計画的に施策を推進する。

また、小笠原諸島における石油製品の流通コストは、本土からの距離や流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げするための支援等により、石油製品の安定的かつ低廉な供給に努めることが望ましい。さらに、新規技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る。

11 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

台風・豪雨、地震・津波等の災害発生時の住民・観光客の孤立を防止するため、避難路や港湾施設等の防災施設を計画的に整備するとともに、学校、社会福祉施設、医療施設等の公共施設について、防災機能の強化、津波による浸水想定区域からの移転、避難計画の作成等を推進し、防災教育・訓練の充実等の取組を行う。

特に、災害時の地域運営の自立性を高める観点からも、主要道路の代替路の整備をはじめとする社会資本整備や必要な設備の導入などの防災対策の推進に努める。

また、食料の大半を本土からの移入に頼る小笠原諸島においては、災害や事故等による入荷途絶等の事態に備え、食料備蓄庫の整備等、食料を安定的に確保す

るための取組を行う。

12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

教育については、公立学校施設の整備・更新計画を着実に進めるとともに、各種施設を住民に開放し、その有効活用を図る。

母島には高等学校等が設置されていないことから、母島外に生徒が居住して高等学校等へ通学することに対する支援を行うほか、小笠原諸島における小中学校・高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、教職員定数の加配・配置について特別の配慮をするとともに、住環境の整備をはじめとした教職員の待遇についても適切な配慮が必要である。

さらに、ニーズに応じた個別最適な学びの実践、習熟度別学習や教科担任制の推進、子どもたちが島のことを学び発信していく機会の創出、遠隔教育等ICT技術を活用した島外人材との多様な交流・教育活動等、学校教育や社会教育の充実を図るとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の機会の確保を図る。

文化の振興については、小笠原諸島には、太平洋の島々との交流等によりもたらされた文化と日本の文化が融合し、東京都無形民俗文化財である南洋踊りや民謡をはじめ独特の文化が存在していることから、島内の文化財の保護に努めるとともに、小笠原諸島特有の民俗文化、歴史を教育に採り入れる等、地域全体での伝承に努める。

また、小笠原諸島を海洋資源、民俗文化等の研究・教育の拠点とし、その成果を国内外に情報発信していく。

13 観光の開発に関する基本的な事項

観光は、世界自然遺産に登録された貴重な自然環境のほか、欧米や南洋の流れを汲む独自の文化や、幅広い世代が支え合いながら暮らすコミュニティ等、他の地域にはない魅力を最も活かすことができる産業である。また、小笠原諸島には、第二次世界大戦の状況を現在に伝える貴重な遺跡が多く存在している。

これらを踏まえ、自然環境の保全に配慮した持続的な観光を目指すと同時に、観光客と住民の双方にとって心地よい環境をつくるため、観光客にも責任ある旅行者としての意識と行動を促すレスポンシブルツーリズム（責任ある観光）を推進する。

また、観光と漁業、飲食業等が連携して、海に関わる地域資源を活かす海業の振興、農業や漁業と連携した魅力的な観光メニューの開発等、観光消費額単価の増加に向けた取組を進める。

これらの取組により、小笠原諸島の魅力をさらに高め、観光消費額の増加、観光客の滞在の長期化、リピーターの確保等を図る。

14 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

小笠原諸島の魅力を活かし、観光はもとより、その自然、文化、歴史、海洋資源の研究等の目的で訪れる交流人口を拡大することには、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、同諸島の自立的発展を促進する上で非常に重要である。

このため、国内及び国外の地域との交流活動を通じ、これまで住民の気が付かなかった小笠原諸島の地域資源を発掘するとともに、同諸島の地球的・国家的な役割や魅力、交流活動の実績等を国内外に情報発信することにより、更なる交流拡大を図る。また、世界自然遺産に登録された他の島しょ地域であるガラパゴス諸島等、国内外の地域との交流活動に取り組み、相互理解を深め、お互いの地域の発展に向けた取組を図る。

中長期的には、太平洋の島々との交流・観光の拠点とすることや、海洋資源の調査や貴重な動植物の研究の拠点として発展させていくこと等、小笠原諸島の地球的な役割を活かした交流の実践に向けて検討を行う。

加えて、都会に暮らす人々が小笠原諸島の自然や生活環境を体験することは、日頃得られない貴重な経験となり、同時に同諸島の我が国における役割が広く認知される機会となることから、教育・研修旅行の受入れ等、多くの人々に小笠原のことを知ってもらう機会の創出やワーケーションの受入れの推進、親善交流活動の促進等を通じて、他の地域との交流を推進し、同諸島をPRしていく。

15 小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項

人口減少・高齢化が進む中、持続可能な地域社会を構築し、小笠原諸島の貴重な自然や文化を次世代に継承していくためには、若年層等の移住を促進し、定住につなげていくことが重要である。

そのため、不足している住宅の確保とあわせて、医療・介護・教育といった生活環境整備を一層推進する。

なお、移住の促進に際しては、引き続き、移住者と地域が共生し、地域の活力に繋げていくことを第一とする。

16 人材の確保及び育成に関する基本的な事項

小笠原諸島の振興開発にあたっては、引き続き基礎条件の改善を図るとともに、貴重な自然環境等を活かした自立的発展を促進することとしているが、創意工夫を活かした地域主体の振興開発を図るためには、その担い手となる人材の確保及び育成が不可欠である。

このため、他の地域との交流機会の増加等によって、個々の住民の意識の向上を図るとともに、本土の人々や観光客の視点を持って同諸島の振興開発・島おこしにあたることのできる人材の確保及び育成を図る。具体的には、自然環境の保全・再生と観光振興の両立を担う自然ガイドや特産品の開発等の産業振興に取り組む人材に加えて、外国人旅行者へのガイドを行う良質な人材等が求められる。

また、研修活動の促進により新規就農を含めた農林水産業従事者の育成を図る。さらに、今後は地域づくり全般にわたって、人材の確保・育成がますます重要となることから、移住・定住の促進をはじめとした各種取組を積極的に進めていく。

17 関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

振興開発施策の積極的かつ効率的な推進には、国・東京都・小笠原村に加え、事業者・住民・NPO等の多様な関係者の連携及び協力が必要である。このため、振興開発に寄与する人材の確保及び育成に加え、振興開発を担う多様な関係者が連携及び協力できるよう引き続き環境整備等を行う。

18 帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項

帰島阻害要因等の把握に引き続き努めるとともに、旧島民の高齢化の進展を踏まえ、帰島を希望する旧島民を受け入れるための環境整備を進める。

また、硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住が困難であることに鑑み、父島及び母島への集団移転事業に類する措置等を引き続き講ずるとともに、一時帰島の機会の充実を図る。

また、旧島民の3世、4世等の若い世代が小笠原諸島に触れる機会をつくり、定住につなげるなど、これらの世代に対する帰島促進のあり方について検討を進める。

IV 小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項

東京都は、小笠原村と連携して、振興開発計画に掲げる事業の目的を明確化する成果目標を設定するとともに、その達成状況について定期的に評価する等のフォローアップを行う。